

別表（第 7 条関係）

対象施設・事業所	基準額	補助対象経費
・ 私立認可保育所 ・ 小規模保育事業所 ・ 事業所内保育事業所 ・ 東京都認証保育所 ・ 認可外保育施設	食材料費 $300円 \times 令和 8 年 10 月初日在籍児童数 (※) \times 月数 (※)$ ※保育サービスの提供がない月は除く。	補助対象期間中に支払う食材料費
・ 定期利用保育事業所 ・ 乳児等通園支援事業を実施する事業所 ・ 多様な他者との関わりの機会の創出事業を実施する事業所	食材料費 $15円 \times 令和 8 年 10 月 延べ児童数 (※) \times 月数 (※)$ ※保育サービスの提供がない月は除く。	